

京都市告示第 43 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年5月17日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岩倉71号線	左京区岩倉幡枝町554番地の4地先から	旧	メートル 10.70	メートル 6.00
	同町547番地の7地先まで	新	10.70	6.00
新町通	中京区小結棚町444番地地先から	旧	2.90	5.65
	下京区郭巨山町35番地地先まで	新	2.90	5.60 ~ 6.20
松尾御陵経19号線	西京区榎原盆山4番地の25地先から	旧	100.80	2.60 ~ 3.10
	同区御陵鳴谷9番地の1地先まで	新	129.60	2.73 ~ 6.07

(建設局土木管理部道路明示課)